

【参考資料】令和6年度岩手県内部統制評価報告書に記載した重大な不備の概要等

事案	不備の概要	重大な不備と判断した理由
補助金交付事務における不適切な事務処理	補助金交付事務について、必要な手続を経ずに補助金交付決定通知書等を発出した。	会計事務の不適切な事案であり、組織的なチェック機能が十分ではなかったこと、また、故意によるものと認められることから、内部統制評価実施要領（令和4年7月7日付け行経第102号）第4第4項第1号「故意又は重大な過失により生じさせた事案であると認められるもの」に該当すると判断した。
支出事務における不適切な事務処理	備品修繕等の事務について、未決裁で発注を行うとともに、関係書類の破棄や立替払等を行った。	会計事務の不適切な事案であり、組織的なチェック機能が十分ではなかったこと、また、故意によるものと認められることから、内部統制評価実施要領（令和4年7月7日付け行経第102号）第4第4項第1号「故意又は重大な過失により生じさせた事案であると認められるもの」に該当すると判断した。
入札契約事務における誤積算	工事及び業務委託の入札契約事務について、設計額に誤積算がある中で本来の落札者ではない者と契約を締結し、その後、契約解除及び損害賠償に至った。	会計事務の不適切な事案であり、組織的なチェック機能が十分ではなかったこと（組織の重大な過失）から、内部統制評価実施要領（令和4年7月7日付け行経第102号）第4第4項第1号「故意又は重大な過失により生じさせた事案であると認められるもの」に該当すると判断した。
水道使用料の徴収事務に係る不適切な事務処理	施設入居者に対する水道料金使用料の徴収事務について、算定誤りにより平成29年度以降の水道使用料に過大徴収があり、時効により全額還付とならない事案が生じた。	会計事務の不適切な事案であり、組織的なチェック機能が十分ではなかったこと（組織の重大な過失）から、内部統制評価実施要領（令和4年7月7日付け行経第102号）第4第4項第1号「故意又は重大な過失により生じさせた事案であると認められるもの」に該当すると判断した。